

中小企業共同型 ものづくり支援事業 (シェアリング事業)

-第1次募集分-

—生産性・競争力向上を図るため、IoT 技術等を駆使して、ものづくり中小企業同士の情報・工作機械等共有化を実践またはサポートする取組を応援します—

令和2年度

応募要領
補助金交付要領

公益財団法人京都産業21

京都府

目次

補助金応募要領.....	2
1 趣旨.....	2
2 対象分野.....	2
3 補助事業者の要件.....	3
4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等.....	5
5 対象経費.....	6
6 応募手続.....	6
(1) 応募様式・添付書類.....	6
(2) 応募受付期間.....	7
(3) 相談窓口・提出先.....	8
7 評価方法.....	8
8 採択等.....	9
補助金交付要領.....	10

中小企業共同型ものづくり支援事業

補助金応募要領

1 趣旨

近年、IoT（Internet of Things）を活用したセンシング技術の発展に伴い、製造装置の遠隔管理・操作が可能となり、自動化による生産性向上に留まらず、企業間の連携による受注・生産・稼働状況の共有化や異常時に備えた保全の効率化など、課題解決型サービスの提供にも繋がる事例が生まれています。

そこで、本補助制度では、IoT 技術を駆使した「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、シェアリング体制を推進していくための「シェアリングサポートシステム・機器等の開発」など、企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現する取組を応援します。（京都府の補助を受けて実施するものです。）

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産・物流などの停滞が世界的に深刻化しており、製造現場を取り巻く環境は刻一刻と変化していることから、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や研究・開発など、今年度は事業継続力強化等に資する取組を積極的に支援します。

2 対象分野

特定の対象分野や業種にこだわらず、グループならではの高い付加価値を目指した事業活動を幅広く応援します。

<想定内容例>

- サプライチェーン間でのデータ連携等を通じた資材・製品等の寸断リスク緩和
 - A I ・ I o T を活用した企業間の相互遠隔監視・操作システムの構築
 - 中小企業同士で共同受注した製品の設計データ、各社の工作機械の稼働状況等を、センサーやネットワークを介してリアルタイムで共有するシステムを整備し、同時分散加工による短納期化等を実現
 - 中小企業同士で共同利用する高性能な自動工作機械を整備し、低い投資コストで付加価値の高い生産を実現
 - 企業グループで複数の設備を連携して運用し、同時分散加工による短納期化等を実現するための計画策定の取組（※計画策定のための申請も可能です）
 - 組合による共同利用機器の整備を目指す取組
 - シェアリング体制を推進していくための共有システム・サポート機器・サービスの開発、プラットフォームの整備
 - 協力企業間でのシェアリングから、さらに推し進め、設備等を不特定多数の企業等に対して定額制で解放するサブスクリプションビジネスの計画・整備
- （以上は、あくまでも例であり、幅広い提案をお待ちしております。）

3 補助事業者の要件

(1) 補助事業者の要件は次のいずれかのものが対象です。

- ① 京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点（※1）を有する2社以上の企業（個人、会社）等で構成する企業グループ
※ 府内に本社及び拠点を置く中小企業者（※2）1社以上の参画が必須です。
※ グループの代表となる企業は、府内に本社及び拠点を置く中小企業者とします。
- ② 府内に本社及び拠点を有する組合（※3）
- ③ 府内に本社及び拠点を有する中小企業（※2）

今年度実施する「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」について、併願申請はできません。

なお、国等の他の制度において併願が認められている場合にあっては、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、御注意ください。

(2) プロジェクトリーダーの要件

グループの中からプロジェクトリーダーを1名選んでください。プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の実施及び成果の管理の総括を行う、本事業に関するグループの責任者です。なお、必ずしも「グループの代表企業」となる中小企業に所属する方である必要はありません。

(3) 補助金交付対象企業の要件

本事業の補助金は、グループ構成企業のうち、本事業に係る拠点を府内に置く各企業に対して直接交付します。この要件を満たせば、府外に本社を有する企業等であっても、対象となります。ただし、代表企業と構成企業Aが親会社・子会社（※4）の関係にある場合は、代表企業もしくは構成企業Aのどちらか一方のみが補助金交付対象となります。

(4) 以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。(一部例外を除く) イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき ク 補助事業者が、(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((キ)に該当する場合を除く。)に、財団が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき ケ <u>本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。</u>

- ※1 原則として、提案時点で法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控(決算期を一期も迎えていない開業した方)により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。
- ※2 交付要領第2条に定める者。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業と扱わないものとします。
- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ※3 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合をいいます。補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。なお、社団法人(公益・一般)、財団法人(公益・一般)、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象となりません。
- ※4 親会社・子会社の関係にある企業については、いずれか1社のみを補助金交付対象とします。子会社とは、議決権のある株式の50%超を、他の会社(親会社)に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が子会社・子会社の場合も、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。

4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等

対象事業	<u>次のいずれかのものが対象です。</u> (1) シェアリング事業 A I ・ I o T 技術等を活用した受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等によりものづくり中小企業同士の連携・一体化による生産力・競争力アップ等を計画・実現する取組 (2) シェアリング・サポート事業 シェアリング事業をサポートする機器、システム、サービス等を開発し、実証実験等を経て完成させる取組
対象期間	原則として補助金交付決定日から 12 ヶ月間 対象期間は交付要領第 6 条の定めによる。なお、同条で定めるただし書きの交付決定日前に事前着手することができる場合の事例は次のとおり。 (例) 交付決定日以降に開催される展示会に係る申し込み・支払いを、交付決定日以前に実施している場合 ※ただし、事前着手日から交付決定日までの間は「直接人件費」は補助対象外となりますので、御注意ください。
補助率	提案事業の実施に必要な補助対象経費の 1/2 以内 (ソフト・ハード)
支援規模	(1) 企業グループ 5,000 万円以内 (うち 1 企業当たりは 3,000 万円以内) (2) 組合 3,000 万円以内 (3) 中小企業 3,000 万円以内 ※ただし、計画策定コースの場合は 1 事業 120 万円以内
採択予定	5 件程度
評価基準	概ね次の基準に基づき総合的に評価します。 (i) 先進性及び地域への波及効果 ・事業計画の先進性の程度 ・取組への参画企業数など他の中小企業、地域への波及効果の程度 (ii) 持続性 ・ものづくり企業の生産性・競争力の向上に寄与する程度 ・費用対効果、事業実施体制・資力など事業計画の継続性・妥当性の程度 (iii) 具体性 (※計画策定コースは対象外) ・事業計画の具体性の程度 ・事業計画実現に向けた課題把握・認識の程度 今年度は政策的趣旨から以下の項目に該当する場合は審査時に考慮します。 ●良質雇用※の継続・新規創出を目指す事業に該当する場合 (提案書第 1 号様式別紙 2 の③目標・発展性) ●京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画、京都府ヘルスケア関連事業計画において、認定・承認を受けた企業及び京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証を受けた場合 (いずれも認定・承認・認証の有効期間内である場合のみ) ●新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための新規事業展開による現状打破を狙う場合 なお、審査においては上記項目に該当するかどうかを総合的に判断します。 ※良質雇用とは 1 ヶ月当たりの平均労働時間数が 160 時間以内、1 ヶ月当たりの平均出勤日数が 19 日以内、1 ヶ月当たりの平均所定内給与額が 257,600 円以上のすべてを満たすものをいいます。

5 対象経費

対象経費については、交付要領第7条に定められていますので、御確認ください。

なお、法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

6 応募手続

(1) 応募様式・添付書類

- ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業21ホームページからダウンロードしてください。(URL : <https://www.ki21.jp/kobo/r2/sharing/oubo.html>)
- イ 提出するのは、各書類2部(1部は写し)、CD-R等1枚(応募様式の内容が全て記録されたもの)とします。提案書は、A4判、片面印刷、ページ番号記入で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。
- ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。
- エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

<提出書類>

□必須、○必要な場合

	正副あわせて提出	グループ		組合・ 中小企業
		代表企業	構成企業	
作成書類 (★原本)	① チェックシート	□		□
	② 提案書（第1号様式（別紙1～5含む））	□		□
	③ 事業費総括表（第1号様式別紙6）	□		○
	④ 企業概要、決算状況（第1号様式別紙7）	□	□	□
	⑤ 事前着手希望届（第1号様式別紙8）（★）	○		□
	⑥ CD-R等（※1）（注）USBメモリ以外の電子媒体	□		□
添付資料 (★原本)	⑦ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内）（★）（※2）	□	□	□
	⑧ 開業届控えの写し（決算期を一期も迎えていない開業した方（個人）のみ必要。開業予定者は、住民票（発行後3ヶ月以内のもの）、開業後は速やかに提出）（※2）	○	○	○
	⑨ 納税証明書（府税に滞納が無いことの証明書。発行後3ヶ月以内のもの）（補助金交付を希望する企業のみ）（★）（※2）	□	○	□
	⑩ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）の写し、又は直近1期分の確定申告書の写し（補助金交付を希望する企業のみ） ・白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、青色申告決算書	□	○	□
	⑪ 株主一覧が記載されている書類（出資者、出資額の一覧が記載されているもの） （補助金交付を希望する企業のみ）	□	○	□
	⑫ 各認定書の写し（P5評価基準※に該当するもの。有効期間内のもの）	○	○	○

※1 ⑤CD-R等には①～⑤の全てが記録されたものをWord、Excel形式で保存し、代表企業名、テーマ名を明記してください。

※2 ⑦法人登記簿謄本はオンラインで、⑧開業届控えの写し及び⑨納税証明書は郵送での発行申請が可能です。詳細については各申請手続を所管する行政機関等へお問い合わせ下さい。

(2) 応募受付期間

ア 応募受付期間は次のとおりです。

令和2年4月22日（水）～6月30日（火）午後5時必着（郵送の場合、当日消印有効）

→採択決定：9月頃（予定）

※今年度は第2次募集（秋頃）を予定しています。

（注）(1)様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口・提出先	(公財)京都産業 2 1 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	郵送（書留） 又は持参
	(公財)京都産業 2 1 中小企業応援センターお客様相談窓口 （京都よろず支援拠点京都経済センターサテライト）電話：075-708-3063 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター3F	
	(公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0294 木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局内	
	(公財)京都産業 2 1 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 225	
相談窓口	京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 電話 075-414-5103、075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る	
	京都府山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係	電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6
	京都府南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係	電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1
	京都府中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係	電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020
	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係	電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会	

7 評価方法

- (1) 書面評価（1次）及びプレゼンテーション評価（2次）を行います。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面評価のみとなる場合があります。
- (2) 評価は、外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開のため、評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業 2 1 又は京都府関係者等が現地調査やヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求めることがあります。

8 採択等

- (1) 採否の結果については、(公財)京都産業21から企業グループの代表企業へ通知します。
- (2) 採択された企業グループに参画する補助金交付対象企業、採択された組合・中小企業からの補助金交付申請に基づき、補助金を交付決定します。

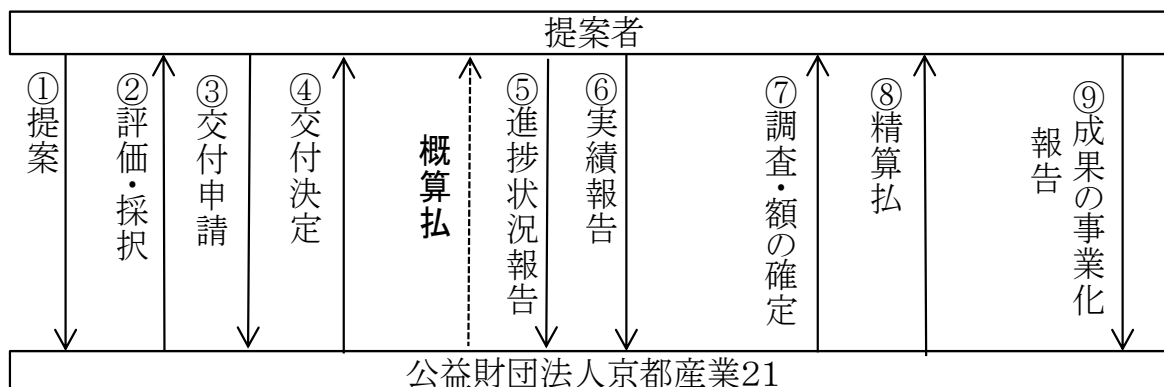
なお、提案内容に係る評価や応募状況等を考慮し、事前に提案者と調整の上、提案された支援希望金額を下回る額で採択することがあります。

(3) その他留意事項

ア 採択案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に提案者と調整・了承を得た上で、(公財)京都産業21のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて提案内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 提案者(補助事業者)の①提案から⑩フォローアップ報告までのフローは下記のとおりです。

なお、政策目的達成のために、(公財)京都産業21のコーディネータ等が、補助事業者に「新規良質雇用」の進捗確認を行うことがありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。



中小企業共同型ものづくり支援事業
補助金交付要領（令和２年度採択）

（趣旨）

第１条 公益財団法人京都産業２１（以下「財団」という。）理事長は、ＩｏＴ技術を駆使して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、又はその組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現する事業に取り組む京都府内の中小企業等に対して、その経費の一部を支援するため、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
- (2) 中小企業者 別表 1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいう。
ただし、発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている会社は中小企業者に含まないものとする。なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
 - (ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - (イ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合また、組合の場合の補助対象は、営利目的で実施する事業に限る。財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、ＮＰＯ法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外とする。
- (3) 代表企業 京都府内に本社があり本事業に係る拠点を府内に有する、グループの代表となる中小企業者をいう。
- (4) 補助事業者 応募要領に基づいて採択決定を受けた者。
- (5) 事業の中止 事業着手後に補助事業の遂行を取りやめることをいう。
- (6) 事業の廃止 事業着手することなく、補助事業を取りやめることをいう。

（補助事業者の要件）

第３条 補助事業者は、次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 補助事業者は、中小企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現する次のいずれかの事業に取り組む者
 - (ア) シェアリング事業
ＩｏＴ技術を活用して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、又はその組み合わせ等によりものづくり中小企業同士の連携・一体化を実践し、その生産性・競争力アップ等を計画・実現する取組

(ア) シェアリング・サポート事業

シェアリング事業をサポートする機器、システム、サービス等を開発し、実証実験等を経て完成させる取組

(2) 次のいずれかを満たすものとする。

(ア) 京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を有する2社以上の企業（個人、会社）等で構成するグループ（府内に本社及び拠点を置く中小企業者1社以上が参画し、グループの代表企業は、府内に本社及び拠点を置く中小企業者であるもの）の構成企業（以下「構成企業」という。）

(イ) 京都府内に本社及び拠点を有する組合

(ウ) 府内に本社及び拠点を有する中小企業者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は本事業の対象としない。

- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納があるとき
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき（一部例外を除く）
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(3)から(7)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (9) 補助事業者が、(3)から(7)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（(8)に該当する場合を除く。）に、財団が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき
- (10) 本社又は事業所の府外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき

（代表企業の役割）

第4条 第3条(1)(7)に規定の代表企業の主な役割は以下のとおりとする。

- (1) 補助事業の進捗管理をおこない、構成企業とともに事業を円滑に実施すること。
- (2) 構成企業の補助事業にかかる進捗状況報告の協力を行うこと。

（補助率、補助限度額）

第5条 補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

(対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助金交付決定日から12ヶ月間とする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると財団理事長が認める場合は、この要領の施行日以降に限り、交付決定日より前に事前着手することができる。なお、その場合、対象期間には事前着手日から交付決定日までの期間が加算される。

(対象経費)

第7条 対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払（決裁）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。ただし、前条ただし書きの規定により事前着手した場合、その期間（事前着手日から交付決定日まで）の直接人件費は補助対象外とする。また、直接人件費を除くその他の経費についても、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決裁）の全てが完了しているものは補助対象外とする。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第2号様式）に、別に財団が定める書類を添えて財団が指定する期日までに財団理事長に提出するものとする。

2 申請者は、第6条ただし書きの期間内に発生する経費を申請する場合には、事前着手届（第3号様式）に当該経費に係る契約書、発注書等の経費の内容がわかる書類を添えて、第1項の交付申請書に併せて財団理事長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第9条 財団理事長は、前条の交付申請書及び事前着手届の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

なお、財団理事長は、必要があるときは、補助金の交付申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を附して補助金の交付の決定を行うことができる。

2 財団理事長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の申請等)

第10条 補助事業者は、第8条の規定により提出した交付申請書の内容について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（第4-1号様式）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の概ね50%を超える変更をしようとするとき

(2) 補助事業のサブテーマの中止又は変更、技術目標値の変更など事業内容を著しく変更しようとするとき

(3) 第3条(1)(7)に規定のグループにおけるプロジェクトリーダーを変更しようとするとき

(4) その他財団理事長が必要と認めるとき

2 補助事業者は、第2号様式に記載の所在地、名称（法人名）、代表者職氏名及び構成メンバーを変更するときは、変更届（第4-2号様式）を速やかに財団理事長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）

を財団理事長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等の承認等)

第11条 財団理事長は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(進捗状況の報告等)

第12条 財団理事長は、補助事業の遂行状況等について補助事業者に報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の報告を求められた場合は、進捗状況報告書（第6号様式）に実績を記入したものを財団が求める証拠諸表を付け、別に通知する日までに財団理事長に提出しなければならない。

3 財団理事長は、前項の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査、指導、評価等を行うものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は対象期間が終了したときは、別に財団が指定する期日までに、実績報告書（第7号様式）を財団理事長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 財団理事長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の請求等)

第15条 補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、補助金請求書（第8号様式）を財団理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、前条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。

3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、財団にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第16条 補助事業者は、予め財団理事長との協議を経たうえで、補助金の概算払を請求できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（第9号様式）を財団理事長に提出しなければならない。

3 財団理事長は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し補助事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額の70%に相当する額を上限として、概算払をすることができる。ただし、直接人件費はすべて精算払とする。

(交付決定の取消し等)

第17条 財団理事長は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 第10条第3項による事業中止（廃止）承認申請書を受理したとき
- (2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (3) 交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と財団理事長が認めたとき
- (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと財団理事長が認めたとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 財団理事長は、第1項の取消し等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 財団理事長は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年2.6パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年2.6パーセントの割合で計算した延滞金を加えて財団に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつこれらの書類を補助事業完了の翌年度から5年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについて、財産管理台帳（任意様式）を備え、その保管状況を明らかにするとともに、財団理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用や処分（譲渡、廃棄等）を行ってはならない。

3 補助事業者は前項の承認を受けようとするときは、予め財産処分承認申請書（第10号様式）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団理事長は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を財団に納付させることができる。なお、納付額は別表3に定めるとおりとする。

(成果の発表)

第22条 財団理事長は、補助事業が完了したときは、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、その成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、財団理事長が前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(成果の事業化報告)

第23条 補助事業者は、財団理事長が別に通知する期間について、原則として補助事業完了（一部完了を含む。）の翌年度から5年度間の事業化の状況等について、財団が別に通知する日までに、**シェアリング事業補助事業者は、事業化進捗状況報告（第11号様式）**を財団理事長に提出しなければならない。

2 同様に**シェアリング・サポート事業補助事業者は、事業化進捗状況・事業成果等報告書（第12号様式）**を財団理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第24条 **シェアリング・サポート事業補助事業者**は、補助事業完了（一部完了を含む）の翌年度から5年度間以内に事業化の成果により収益が生じた場合は、本要領に基づき交付した補助金交付確定額を上限として、当該収益額の一部を財団に納付しなければならない。なお、納付額は別表4に定めるとおりとする。

(成果の帰属)

第25条 補助事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、次の各号に該当する項目を遵守することを条件に補助事業者とする。

- (1) 補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生し、知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく財団に報告し、第23条に規定する報告書にその旨を記載すること。
- (2) 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、財団が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- (3) 第23条及び前条を遵守すること。

(立入検査等)

第26条 財団理事長は、各条で定めるほか必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、財団の職員及び財団が指定する者に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件等を調査させることがある。

2 補助事業者は、前項の調査を受けたとき、関係者及び責任者を立ち合わせなければならない。

3 第1項の財団の職員及び財団が指定する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者による請求があるときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第27条 補助事業者のうち、第3条(1)(ア)あるいは(イ)に規定の構成企業であって、補助金の交付を受けない者については、原則として第8条、第15条、第16条、第20条、第21条、第23条、第24条及び第25条を適用しない。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は財団理事長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和２年４月２２日から施行し、令和２年度採択分の補助金に適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

中小企業者

主たる事業を営んでいる業種	＜資本金基準＞ 資本金の額又は 出資の総額	＜従業員基準＞ 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	9 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

(※) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

別表 2 補助対象経費等（第 5 条、第 7 条関係）

次に掲げる経費のうち、財団理事長が必要かつ適当と認める経費

	費 目	説 明	補 助 率 等	支 援 規 模 以下のいずれか
補 助 対 象 経 費	旅費	「構成メンバー」の事業活動に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限る。）。	補 助 対 象 経 費 の 1 ／ 2 以 内	● <u>企業グループ</u> 5,000 万円以内 （うち 1 企業当たりは 3,000 万円以内） ● <u>組合</u> 3,000 万円以内 ● <u>中小企業</u> 3,000 万円以内 ※ただし、計画策定コースの場合は 1 事業 120 万円以内
	直接人件費	補助事業にグループ構成員として参画する京都府内企業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当。 ※時間単価は、2,000 円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額（所定外労働時間は対象外）とする。 ※原則として、役員は対象外であるが、小規模事業者（製造業 20 名以下、商業・サービス業 5 名以下）の法人の役員、個人事業主は対象とする。（※役員については定期同額給与を採用している役員の役員報酬の年間支給額。個人事業主は決算の所得を給与の年間支給額とみなす。）		
	材料費・消耗品費	補助事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等		
	財産購入費等・備品購入費等	機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料 機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等 補助事業遂行に必要な土地造成費・建物建設費		

	補助事業遂行に必要な土地・建物の賃借料 ※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。ただし、事業実施に必要な不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 ※リース料・割賦料、土地・建物の賃借料は、対象期間分のみが補助対象。
外注・委託費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費。（ただし、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない。） また、試験検査等の委託費（京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除く）、市場調査、デザイン料、システム開発費、ホームページ（web サイト）制作等。 ※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。
その他直接経費	会議費（講師や専門家等への旅費・謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の出願等に要する経費、通訳料、翻訳料、試験費、展示会出展費用、雑役務費（常時雇用以外の短期アルバイト等の賃金）上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費（ただし、数量が個別具体的に把握可能なもののみとする）

※ 1 対象経費については別に定める「事務処理の手引」に基づいて処理すること。

※ 2 「構成メンバー」とは補助事業に直接関与する、本交付要領第 1 号様式に記載された者をいう。

※ 3 構成企業間及び親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、対象経費として認められない。

※ 4 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。

※ 5 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課（消費税及び地方消費税額等）は補助対象経費から除外して算定すること。

（参考） その他対象とならない経費の例

- ・ 旅費・交通費としてのタクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金
- ・ 文房具などの一般事務用品
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費
- ・ 華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 土地の購入費

- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等、他者からの知的財産権購入費
- ・電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- ・各種保険料
- ・商品券等の金券、収入印紙
- ・借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う手数料等（京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む）、振込手数料（代引手数料を含む）
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・対象期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決裁）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- ・補助事業の遂行に直接関係しない目的が含まれる経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等）。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業遂行上やむを得ないと財団理事長が認める場合はこの限りではありません。

別表3 （第21条関係）

財産処分に係る納付額

区 分	説 明
(1)	有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
(2)	転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

※ただし、次に掲げる場合は納付義務を免除する。

- (1) 災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- (2) 補助事業による開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産を生産に転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合

別表 4 (第 24 条関係)

収益納付

項目	算出方法等
補助金額①	補助事業の完了後に確定した補助金の額
補助事業による当期利益②	(A) + (B) 補助事業により取得した ・「自社商品化、事業収益に基づく当期利益 (A)」 ：当該プロジェクトに係る「収益」から、「売上原価合計」及び「販売費及び一般管理費」を差し引いた額 ・「知的財産権のアウトライセンス及び実施結果の他への供与による当期利益 (B)」 ：当該プロジェクトに係る「アウトライセンス及び供与によって得た収入による当期収益」から、「要した経費」を差し引いた額
控除額③	(「補助事業実施期間の補助対象経費」－①) × 1/5 補助事業実施期間における補助対象経費の内、補助事業者が自己負担した額の 5 分の 1 に相当する額 (小数点以下切捨て)
当期までの補助事業に係る支出額④	補助事業実施期間及び補助事業期間終了後に要した補助対象経費の累計 (消費税抜)
基準納付額⑤	(②－③) × ①／④ 「補助事業による当期利益」から「控除額」を差し引いた額に、「補助金額」を乗じ、「当期までの補助事業に係る支出額」で除した額 (小数点以下切捨て)
累積納付額⑥	前期までの収益に伴う納付額及び財産処分に伴う納付額の合計額
納付額	⑤ (①>⑤+⑥の場合) ①－⑥ (①≤⑤+⑥の場合) 「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金額」を超えない場合は、「基準納付額」が当期の「納付額」となり、「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金額」を超える場合は、「補助金額」から「累積納付額」を差し引いた残額が当期の「納付額」となる。

※詳細は第 11 号様式を参照

「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。
 こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。
 京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆「知恵の経営」報告書の活用例

経営課題の把握	事業承継	経営ビジョンの共有
「知恵の経営」報告書を作成する過程で、自社の「強み」や「弱み」が体系化されることから、今後の収益向上のための経営課題の抽出・把握に活用いただけます。	創業時の思いや、事業を継続する中で積み重ねてきた顧客・取引先との関係性など、後継者への円滑な事業承継のために必要なことを伝えるツールとしてお使いいただけます。	報告書を従業員に開示し、経営者と従業員の両者が経営ビジョンを共有することで、企画立案から意思決定に至るまで一貫性を持った事業体制の構築にお役立ていただけます。

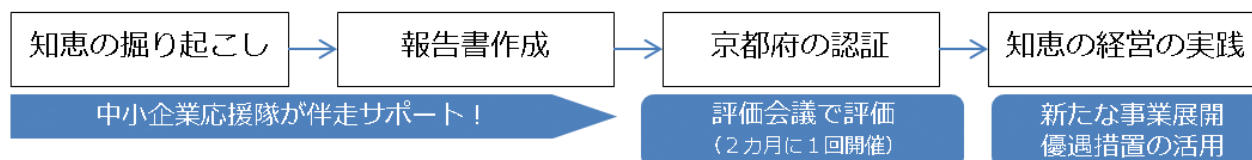
◆認証のポイント

①知恵の評価	保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性
②知恵の把握と活用	「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性
③知恵の開示	「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性

◆認証による優遇措置

- 資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度
- 広報支援
・京都府等のHPで貴社を紹介
・その他、様々なツールでPRします
- 情報提供
・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供
- 販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援

◆制度活用の流れ



- リメイクのススメ** 知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！
- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直す、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
 - リメイクの例
 【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制
 【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！
 京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>
 京都府知的財産総合サポートセンター（（一社）京都発明協会） TEL 075-315-8686
 中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

元氣印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

◆認定・承認による優遇制度

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。
（軽減率10分の9）

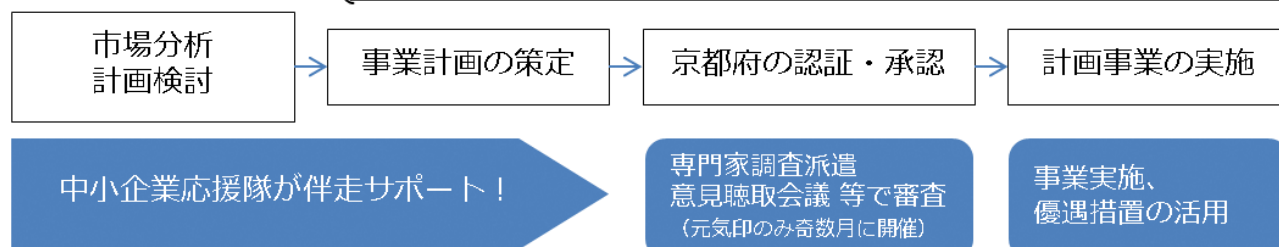
○融資
・日本政策金融公庫の低利融資
○販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
○減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ （中小企業共同型ものづくり支援事業採択者（計画策定のみの場合を除く）は、元氣印・中小企業認定制度については、認定までの手続きを簡素化することができます。）



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
 （公財）京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
 中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)

Keihanna Open Innovation Center @KYOTO



京都府が共同研究企業等の集積を図るオープンイノベーション推進拠点として平成27年4月オープン。

関西イノベーション国際戦略総合特区や国家戦略特区の中核施設として機能させ、健康・医療、エネルギー・ICT、農業・食糧、文化・教育などの分野で日本の成長を支える新たなオープンイノベーション創出の拠点となるよう、京都・けいはんな学研都市の強みである産学連携の取り組みを推進しています。

平成31年4月1日には、次世代ロボット等の開発・実証のため、中小企業・ベンチャー等が共同利用できる「けいはんなロボット技術センター」もオープン。

研究開発の場をお探しの大学等研究機関や、企業の皆様の御入居や御利用をお待ちしています。



KICK が展開する 4 つの研究開発テーマ

スマートライフ

地域住民の健康づくり（ヘルスケア、ライフイノベーション）支援までを視野に入れた、安心・安全に支えられた健やかな生涯（スマートライフ）の形成に資する研究

スマートエネルギー&ICT

太陽電池や水素燃料電池に関する新素材等をはじめとするスマートエネルギーに関する研究と先進的な未来都市創造に向けた ICT（情報通信技術）基盤を活用したライフスタイルを実現する研究

スマートアグリ

先端技術を取り入れた高品質作物栽培技術の開発、機能性食品への応用等、日本固有の強みを活かす農業と健康長寿社会の形成に資する研究

スマートカルチャー&エデュケーション

蓄積された文化資産等「モノづくり」の保存・継承やアーカイブ化、地域のコンテンツを活用した教育による人材育成等、科学技術と文化の融合と未来社会への新たな価値の創造に資する研究

KICK の基本コンセプト

コンセプト1

～学術と産業の融合により新たな価値を創造する～

大学の研究開発のシーズと産業階のニーズを融合し、産学連携、学学連携、産産連携を促進することにより、商品化・実用化等を加速

コンセプト2

～関西・けいはんなのポテンシャルを活かす～

関西が有する学術、ものづくり産業の蓄積、けいはんな学研都市が有する研究開発・社会実証フィールドとしての蓄積を拠点形成に活用

コンセプト3

～生活と文化のイノベーションを創出する～

ICTを基盤として、エネルギー、健康医療、食糧、インフラ、教育、文化といった各領域のイノベーションを推進

施設概要

名称：けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）
住所：京都府木津川市木津川台9丁目6番・相楽郡精華町精華台7丁目5番1
敷地面積：83,581㎡／建築面積：21,140㎡
延床面積：35,827㎡
構造：鉄筋コンクリート3階建



貸研究スペース（一例）



ホール（スクール 300席）



シェアードオフィス



シアター（122席）



ロボット技術センター



MC-Lab(メタ・コンフォートラボ)

※けいはんなリサーチコンプレックス事業との連携

入居・ロボット技術センターのお問い合わせ先



【入居・ロボット技術センターの空き状況に関すること】

（公財）京都産業 21 けいはんな支所（KICK 事務局）

TEL: 0774-66-7545

E-mail: kick@ki21.jp

<http://kick-kyoto.com>

【貸出ロボット等の詳細その他運営全般に関すること】

京都府商工労働観光部ものづくり振興課（京都府庁2号館3階）

TEL: 075-414-4843

E-mail: monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/too/kick.html>



けいはんなロボット技術センター

ー次世代ロボット等の開発・実証のため、中小企業・ベンチャー・研究機関等が共同利用できる新拠点ー
 屋内大空間に研究開発用ロボットや測位機器等を備え、ロボットの自律システム、人とロボット、ロボットどうしの協調システムをはじめ、暮らしや生産性の向上に資する様々な次世代ロボット技術の開発、導入を支援します。〈けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK) 1 F〉



研究開発用ROS対応走行ロボット、
 ドローン等を貸出
 ー自律ロボットシステム、人とロボットの協調システム等の開発・実証に！



5 G 基地局あり（屋内外 3 か所）
 ーデバイス開発から自動運転、
 アバターロボット等の実証に！



2020年3月25日より
 5 G 通信が可能に！

高精度モーションキャプチャー、
 ヘッドマウントディスプレイ等を貸出
 ー開発中のロボットの測位・動作検証、
 CG・VR等の製作に！



面積1,500㎡、高さ5mの大空間を貸出
 ー貸出・持込ロボット等を走飛行させながら、その場で開発・実証可！



活用例



ティーチングレスロボット(モーションプランニング)やコネクテッドロボットを開発中！ ドローンレースやロボット競技も!!

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける方々に届ける 「食の声」掲示板を立ち上げました！



外出行動の自粛、学校の臨時休校、あるいは交流人口の減少など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける方々に、自宅等で楽しめる宅配食品、お子様の昼食向け弁当、あるいは地域を元気づける新発想の食べものなど、様々な食品新アイテム、臨時アイテム等をご提供される企業様を紹介する「掲示板」です。既存アイテムの再周知等も含みます。

Twitter (@kyotomono) でも情報発信しております。

情報提供へのご協力依頼（食品関連企業様へ）

食品製造業（製造卸のほか製造小売も含まれます。）、飲食業、農林水産業の皆様など食品関連企業様におかれましては、ぜひ、本掲示板への掲載にご協力いただけますと幸いです。ご協力いただけます場合は、裏面申込み用紙に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにて申込みください。

FOOD'S VOICE KYOTO 取り組みイメージ ～困っている方もそうでない方も助け合う掲示板～



運営
京都府
（商工労働観光部ものづくり振興課 「京の食」推進）

連携・協力
公益財団法人京都産業21
京都府中小企業団体中央会
各コミュニティFM等

お問い合わせ先
京都府商工労働観光部
ものづくり振興課 足利
電話：075-414-5100



“知られざる”府内中小企業等のオリジナル製品等を紹介することで、少しでもマスクや消毒液、その他のお役立ち商品が必要な方々に適正に行きわたるようお願い、本掲示板を開設しました。ぜひ、企業の皆様からの情報提供をお待ちしております！！

CLEAN VOICE KYOTO 取り組みイメージ ～困っている方もそうでない方も助け合う掲示板～



申込・お問い合わせ先

京都府商工労働観光部
ものづくり振興課
中小企業育成係

TEL 075-414-5103

MAIL monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

CLEAN VOICE KYOTO

(メール申込の場合はメールタイトルに「CLEAN VOICE KYOTO 掲載情報提供」と御記載ください)

府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の

対応及び事業継続に関するマニュアル（雛形）

＜令和2年3月27日版＞

これは、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を元に、業種を問わず汎用的に活用できるよう京都府がリバイスした「事業所用マニュアル」の雛形です。各事業所におかれましては、実情に合わせて追記・修正するなどしてご活用ください。

1 従業員の感染予防策の徹底

(1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア 体温の測定と記録

イ 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機

ウ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ

(ア) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(イ) 強いだるさや息苦しさがある場合

(ウ) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

ア 出勤時、トイレ使用后、製造加工施設・売場等への入場時には手洗い、手指の消毒

イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。

ウ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
京都府新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	075-414-4726	土・日・祝日を含む 24 時間
京都市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	075-222-3421	土・日・祝日を含む 24 時間
乙訓保健所	075-933-1153	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
山城北保健所	0774-21-2911	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
山城南保健所	0774-72-0981	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
南丹保健所	0771-62-2979	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
中丹西保健所	0773-22-6381	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
中丹東保健所	0773-75-0806	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
丹後保健所	0772-62-4312	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

<「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」>

3 施設設備等の消毒

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（執務室、製造加工施設、倉庫、売場等）の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

食品等取扱い事業者については、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は、操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことは別途定める。

(参考)

・農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html